

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成20年10月
金 融 庁

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめましたので、公表します。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」といいます。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」といいます。）について検討を行いました。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入（交換含む）、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のそれぞれについて、そもそも環境配慮契約の前提となる契約締結の実績がありませんでした。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための金融庁における体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「金融庁グリーン調達推進体制」を活用することとしました。
- 環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう、庁内関係者に周知を図りました。

（注）なお、金融庁は、環境配慮契約法第2条第3項に規定する独立行政法人等を所管していません。